

## 平成 26 年度淀川水系アユモドキ生息域外保全の取組について（お知らせ）

2014 年 8 月 1 1 日

近畿地方環境事務所

### 1. 淀川水系アユモドキ生息域外保全の取組の経緯

アユモドキ（学名：*Parabotia curtus*、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物）は、生息域が淀川水系及び岡山県の吉井川、旭川水系のごく一部の河川に限られており、絶滅が危惧されています。このため、環境省・国土交通省・農林水産省・文部科学省では、平成 16 年に「アユモドキ保護増殖事業」（参考資料 1）を策定し、本種の保全に取り組んでいます。

淀川水系では、京都府亀岡市保津町地域の保津川支流を除いて野生個体は絶滅しており、保津川支流が現存する唯一の繁殖場所となっています。

近畿地方環境事務所では、現存する生息域の保全を最優先の課題として取り組んでいますが、保津川支流の個体群の存続が危ぶまれる事態や野生絶滅した地域への再導入についても想定し、公益社団法人日本動物園水族館協会や岡山市教育委員会の協力を得ながら、平成 25 年度から「淀川水系アユモドキ生息域外保全検討委員会」を設置し、生息域内保全の補完として生息域外（飼育下）での繁殖を実施しています（参考資料 2, 3）。

### 2. 生息域外保全の取組内容

#### （1）飼育繁殖親魚（ファウンダー）の確保

亀岡市保津町保津川支流である曾我谷川の可動ラバー堰の起立に伴い、下流域に残されて上流の繁殖地にたどり着けなくなった個体の救出を目的とした調査（平成 26 年 6 月 5 日～15 日）の中で、メス 4 尾・オス 4 尾の計 8 個体をファウンダーとして確保しました。



写真 1 確保されたファウンダー（オス）  
（2014 年 6 月 26 日撮影）

## (2) 飼育下における繁殖

確保されたファウンダーは生息域外保全実施機関である兵庫県の姫路市立水族館（(公社)日本動物園水族館協会所属）に移送され、岡山市教育委員会作成の「天然記念物アユモドキ人工繁殖マニュアル」（平成 22 年作成、平成 24 年改正）に基づき、飼育下での繁殖が行われました。自然繁殖では産卵に至らなかったため、今回の繁殖にあたっては、産卵が見込まれる 3 尾のメスに対し性腺刺激ホルモンを投与し、その翌日に採卵及び人工授精を実施しました。その結果、約 3,700 の受精卵が得られ、そのうち約 2,000 尾が 8 月上旬までに全長 18mm から 40mm 程度の稚魚に成長しました。



写真 2 姫路市立水族館で育成中の稚魚  
(2014 年 7 月 19 日撮影 姫路市立水族館提供)

## (3) 稚魚の分散飼育

飼育下個体群を 1 箇所のみで管理する危険性の分散と普及啓発の観点から、姫路市立水族館で育成中の稚魚約 2,000 尾のうち約 600 尾は、同じく生息域外保全実施機関である三重県の志摩マリランド（(公社)日本動物園水族館協会所属）へ、平成 26 年 8 月 6 日に移送されました。

なお、稚魚の移送に先んじて、ファウンダー 8 個体は遺伝子サンプルとしてヒレの先端を極微量採取した後、平成 26 年 7 月 4 日にすべて元の生息河川に放流されました。

## 3. 今後の予定

今回、繁殖に利用できた親魚の個体数はメス 3 尾・オス 4 尾と少数だったものの、約 2,000 尾に及ぶ稚魚を得たことは、初年度としての取り組みとして、まず良好なスタートであったと考えられます。しかし、生息域外での系統保存の目的からは、繁殖に貢献した親魚の数や遺伝的多様性の確保の観点から、まだ計画は緒についたばかりといえます。

現在、姫路市立水族館で飼育中の約 1,400 尾の稚魚のうち一部は、今後、岐阜県の世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ（（公社）日本動物園水族館協会所属）に移送し、飼育下個体群のさらなる分散と普及啓発を行います。

また、淀川水系の野外個体群の生息地が所在する京都府亀岡市の市立文化資料館及び市内の学校等の施設において個体を飼育・展示することにより、特に地域の子どもたちに地元のアユモドキについて理解を深めていただき、より一層保全の機運を高めていくことを目指します。

さらに、飼育されている個体については、飼育繁殖技術の向上や生態・行動データ収集のための実験を行い、より安定した飼育やより効果的な方法による野生個体群の保全を目指していきます。平成 27 年度以降も新たなファウンダーを確保していくことで、飼育下個体群の遺伝的多様性の確保に努め、野生復帰が可能な個体群の確立も併せて行っていく予定です。

表 1 事業実施スケジュール（予定）

年 月	
平成 26 年 6 月	ファウンダー 8 個体（メス 4・オス 4）を確保 姫路市立水族館に移送
6～7 月	採卵、人工授精及び孵化、仔稚魚の成育
7 月 4 日	ファウンダー 8 個体を生息河川に再放流
8 月 6 日	稚魚約 600 個体を志摩マリンランドへ分散移送
8 月～	飼育及び生態に関するデータ収集のための実験
9 月～	その他の生息域外保全実施機関に分散移送 亀岡市内の施設において飼育・展示
平成 27 年 6 月	新たなファウンダーの確保と採卵、稚魚育成

参考資料（添付）

1. アユモドキ保護増殖事業計画
2. 淀川水系アユモドキ生息域外保全実施計画
3. 淀川水系アユモドキ生息域外保全検討委員会設置要綱